### 地方自治法の共同処理の規定

○ 現在の地方自治法においては、共同処理の制度ごとに、規約の手続や必要的記載事項等が 定められている。

### 地方自治法の構成

国と普通地方公共団体 との関係及び普通地方 普通地方公共団体(第2編) 公共団体相互間の関係 (第11章)

普通地方公共団体相互

間の協力(第3節)

- •<u>協議会</u>
- ・機関等の共同設置
- 事務の委託

特別地方公共団体(第3編) 地方公共団体の組合(第3章)

総則(第1節)

- <u>•一部事務組合(第2節)</u>
- ·広域連合(第3節)

### 現行の事務の共同処理の仕組み(概要)

### 共同処理制度

### 制度の概要

法人の設立を要しない簡便な仕組み

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が 共同で設置する制度。

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

別法人の設立を要する仕組み

一部事務組合

広域連合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するた めに設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受ける

# 共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数(委託件数)	主な事務の件数					
協議会	191	広域行政計画等に関するもの		視聴覚教育		消防(通信指令等)	
		31	16.2%	25	13.1%	14	7.3%
機関等の共同設置	400	介護保険(介護認定審査等)		公平委員会		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		131	32.8%	113	28.3%	108	27.0%
事務の委託	5,668	公平委員会		住民票の写し等の交付		競艇(場外発売等)	
		1,165	20.5%	1,159	20.4%	853	15.0%
一部事務組合	1,546	ごみ処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		し尿処理		消防、救急	
		398	25.7%	352	22.8%	282	18.2%
広域連合	115	後期高齢者医療		介護保険(介護保険事務等)		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		51	44.3%	46	40.0%	32	27.8%

## 共同処理制度の比較

### 一部事務組合 広域連合

- ○設置等の協議については、 構成団体の議会の議決を経 る必要がある。
- 〇設置には総務大臣又は都道 府県知事の許可を要する。
- 〇法人格を有する。
- 〇一部事務組合・広域連合に よって処理することとされた事 務は、各構成団体において処 理すべき事務でなくなる。

〇一部事務組合·広域連合は 条例等の制定権を有する。

### 事務の委託

- ○委託等の協議については、 関係地方公共団体の議会の 議決を経る必要がある。
- ○委託したときは総務大臣又は 都道府県知事への届出を要 する。
- ○委託することとされた事務は、 委託した地方公共団体において処理すべき事務でなくなる。
- 〇規約において、委託した地方 公共団体に対する管理・執行 に係る情報提供等について 規定することは可能である。
- ○別に規約で定めるものを除き、 受託した地方公共団体は、当 該地方公共団体の条例等に より事務を処理する。

#### 機関等の共同設置

- ○設置等の協議については、 関係地方公共団体の議会の 議決を経る必要がある。
- 〇設置したときは総務大臣又は 都道府県知事への届出を要 する。
- 〇共同処理することとされた事 務は、引き続き各関係地方公 共団体において処理すべき 事務である。

〇それぞれの関係地方公共団 体の条例等により事務を処理 する。

## 協議会 (管理執行協議会)

- 〇設置等の協議については、 関係地方公共団体の議会の 議決を経る必要がある。
- 〇設置したときは総務大臣又は 都道府県知事への届出を要 する。
- ○法人格を有しない組織を有す る。
- 〇共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公 共団体において処理すべき 事務である。(各関係地方公 共団体の長等の名において 事務を管理執行。)
- 〇いずれの関係地方公共団体 の条例等により事務を処理す ることとするかは、規約により 定める。